

2020年4月22日

各 位

会 社 名 株式会社ALBERT
代表者名 代表取締役社長兼CEO 松本 壮志
(コード番号: 3906 東証マザーズ)
問合せ先 経営戦略部 大江 翔
(TEL 03-5937-1610)

2019年12月期有価証券報告書の提出時期の延期に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会決議に基づき、下記のとおり2019年12月期有価証券報告書の提出時期を延期することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

1. 提出時期の延期の理由

当社は、2020年3月31日付「2019年12月期有価証券報告書の提出期限延長申請に関する承認のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第3項に規定する有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けており、2020年4月30日を2019年12月期有価証券報告書の提出期限としておりました。

しかしながら、外部調査委員会の調査とは別に会計監査人により行われていた監査手続において、会計監査人から、工事完成基準に係る売上計上の妥当性について慎重に検討を要する事案が確認された旨の指摘、及び当該事案に係る追加調査を外部調査委員会で行ってほしい旨の要請を受けました。この要請を受け、当社と外部調査委員会との間で協議した結果、外部調査委員会において追加調査を実施することとなりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う2020年4月7日付の日本政府による緊急事態宣言並びに日本政府や東京都からのリモートワークの促進要請がなされており当社や会計監査人、外部調査委員会のいずれもこれに沿った措置を講じていることを踏まえ、追加調査に要する時間を考慮すると、2019年12月期の決算手続になお時間を要するものと判断し、当該有価証券報告書の提出が2020年4月30日までに提出できない見込みとなりました。

なお、有価証券報告書の提出期限については、2020年4月17日付で施行された企業内容等の開示に関する内閣府令附則第4項に基づき一律に2020年9月30日まで延長されております。

2. 対象となる有価証券報告書

2019年12月期有価証券報告書（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

3. 提出日程

未定

4. 今後の見通し

今後、有価証券報告書の提出時期が決まり次第、速やかにお知らせいたします。

以上